

秋田県公安委員会規則第5号

秋田県公安委員会個人情報の保護に関する法律施行細則を次のように定める。

令和5年3月28日

秋田県公安委員会委員長 安 藤 巳智子

秋田県公安委員会個人情報の保護に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。次条及び第3条において「法」という。）の施行については、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年秋田県条例第49号。次条及び第3条において「条例」という。）、秋田県個人情報保護審査会条例（令和4年秋田県条例第50号）及び個人情報の保護に関する法律施行細則（令和4年秋田県規則第37号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(費用の納付)

第2条 条例第5条に規定する費用は、法第87条第1項の規定による保有個人情報が記録されている文書又は図画の写しの交付にあつては当該交付を受けるとき、同項の規定による保有個人情報が記録されている電磁的記録についての公安委員会が定める開示の方法にあつては当該開示を受けるときに納めるものとする。

(補則)

第3条 法、個人情報の保護に関する法律施行令、個人情報の保護に関する法律施行規則、条例、秋田県個人情報保護審査会条例、個人情報の保護に関する法律施行細則及びこの規則に定めるもののほか、法、個人情報の保護に関する法律施行令、個人情報の保護に関する法律施行規則、条例、秋田県個人情報保護審査会条例、個人情報の保護に関する法律施行細則及びこの規則の施行に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(秋田県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の廃止)

2 秋田県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成18年秋田県公安委員会規則第5号）は、廃止する。